

## 参考：「特定空家等」の判断の参考となる基準の概要

区分	判断項目	判断の参考となる状態の例
1 保安上危険の基準 (そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態)	1-1 建築物が著しく保安上危険となるおそれ	
	1) 建築物が倒壊等するおそれ	
	イ 建築物の著しい傾斜	・基礎に不同沈下がある。 ・柱が傾斜している。等
	ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	・基礎が破損又は変形している。 ・土台が腐朽又は破損している。等
	2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれ	・屋根が変形している。 ・屋根ふき材が剥落している。 ・壁体を貫通する穴が生じている。 ・看板、給湯設備等が転倒している。 ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。等
	1-2 擁壁が老朽化し危険となるおそれ	・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。等
2 衛生の基準 (そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態)	1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、右欄の状態にある。	・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。 ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、右欄の状態にある。	・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。 ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。
3 景観の基準 (適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態)	1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合していない状態となっている。	・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合していない状態となっている。 ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。等
	2) その他、右欄のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。	・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。 ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。 ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。等
4 生活環境の基準 (その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態)	1) 立木が原因で、右欄の状態にある。	・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。等
	2) 空家等に住みついた動物等が原因で、右欄の状態にある。	・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。等
	3) 建築物等の不適切な管理が原因で、右欄の状態にある。	・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。等

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）【概要】（国土交通省）より。